十日町市発注工事現場において新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応フロー

工事等の従事者に感染者等の発生

連絡

感染者等が所属す る会社



連絡・調整



連絡・指導

十日町保健所

連絡先:025-757-2401 平日8時30分~17時15分

受注者 (現場代理人)

※現場代理人、監督員が感染者等になった場合 の連絡体制を整えておくこと (施工計画書への記載等)



発注者への連絡

監督員

- ・保健所への連絡と同時に発注 者へ連絡
- ・夜間・休日は、緊急時連絡先 を作成し、それに基づき連絡
- ・工事の一時中止措置の検討

現場の対応

安全を確保した上で現場全体を直ちに閉鎖



保健所に相談し、消毒を実施 ⇒拭き取り等による消毒の実施



- ・消毒完了後、安全点検を行い、発注者 と協議の上、現場を再開
- ・検温等の健康観察、マスクの着用、手 洗いなどの徹底

現場従事者への対応

- ・感染者は治療・療養に専念 →理提代理人*(*感染老の人権/
- ⇒現場代理人(感染者の人権に配慮し、 個人名が特定されることがないよう十 分留意する)
- ・保健所が実施する調査により、濃厚 接触者と判断された現場従事者

保健所の指示に従った対応



- ・感染者は、医療機関等の了解を得て現場復帰(1週間程度の自宅待機又は在宅勤務後の復帰が望ましい)
- ・濃厚接触者は、保健所の指示する健康 観察終了後に現場へ復帰

R 3. 4月版